

告 示

埼玉県告示第千百九十七号

測量計画機関である和光市中央第二谷中土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（復旧測量、基準点測量、出来形確認測量）

三 作業地域

和光市の一部

四 作業期間

平成二十七年十月二十六日から平成二十八年九月三十日まで